

室蘭市中小企業融資制度運営要綱

(令和 6年 4 月 1 日)

室蘭市 経済部 産業振興課

室蘭市中小企業融資制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、室蘭市中小企業振興に関する規則(平成28年規則第24号)の規定により、市内の中小企業者等に対し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を通して経営の安定と設備近代化を促進し、その育成振興を図るため、室蘭市中小企業融資制度(以下「制度」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(中小企業者等)

第2条 本制度において中小企業者等とは、中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条第1項および第2条第3項の各号の規定を準用し、業種、資本の額または出資の総額、および常時使用する従業員の数により別表第1に掲げる「中小企業者」、「中小企業等協同組合等」、「小規模企業者」の区分のとおりとする。

2 前項に掲げるものであっても次の各号のいずれかに該当するものは適用しないものとする。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 銀行取引停止処分を受けているもの
- (3) 銀行借入金返済について著しく遅延しているもの
- (4) 許・認可の必要な業種で、許・認可を受けていないもの
- (5) 大企業から50パーセント以上の出資を受けているもの

(融資の基金)

第3条 室蘭市(以下「市」という。)は、本制度による融資の運用基金として毎年度予算の範囲内において原資を取扱金融機関(以下「金融機関」という。)に貸付けする。

2 前項の貸付金は、単年度貸付けとし、その期間は市の会計年度による。

(融資枠の設定)

第4条 金融機関は、前条の基金の貸付けを受けたときは、これに一定の資金を加え融資枠を設定し、制度の趣旨に従い金融機関の責任において融資を行うものとする。

(金融機関)

第5条 第3条第1項に規定する金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社北洋銀行市内各支店及び登別支店
- (2) 株式会社北海道銀行市内各支店及び登別支店
- (3) 室蘭信用金庫本店、市内各支店及び鷺別支店
- (4) 伊達信用金庫市内各支店及びわしべつ支店

(融資の種類等)

第6条 本制度の融資の種類、融資の目的、融資対象及び融資条件は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、本制度による融資を受けている者から融資条件の変更の申込みを受けた場合であって金融機関が中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、当該変更が必要であると認めた場合には、融資条件を変更することができる。

(利率の設定等)

第6条 の2 前条に定める融資条件のうち利率の設定等は別表第3に掲げるとおりとする。

(融資対象業種)

第7条 本制度において融資対象業種は、北海道信用保証協会の保証対象業種とする。

(融資の申込手続)

第8条 本制度による融資を受けようとするものは、室蘭市中小企業融資申込書(様式第1号)に室蘭市の発行する納税証明書(滞納無証明)及び関係書類を添えて金融機関に申し込むものとする。

ただし、市が保有する公簿により確認することに同意する場合は、納税証明書(滞納無証明)の添付を省略することができる。

(融資の決定)

第9条 金融機関は、受理した申込書に基づき、速やかに調査を行い融資の可否を決定するものとする。

(拘束預金の禁止)

第10条 金融機関は、本制度による融資の実行に当たり、申込者に対して歩積み、両建て金等の拘束預金を要求しないものとする。

(融資の処理報告)

第11条 金融機関は、本制度による融資の実行したものについて、月ごとの融資状況を様式第1号、様式2号及び様式第3号に室蘭市の発行する納税証明書(滞納無証明)(第8条ただし書の規定により省略した場合は 同意書)を添付のうえ翌月15日まで市に報告するものとする。

2 金融機関は、第6条ただし書の規定により融資条件を変更した場合には、当該変更をした日の属する月の翌月15日までに様式第4号により市に報告するものとする。

(融資金の返還措置)

第12条 金融機関は、本制度の融資を受けたものが、融資条件に違反したときは、市と協議のうえ償還期間前であっても融資額の一部又は全額を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が金融機関と協議のうえ必要に応じて協議会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和56年6月25日から施行する。

2 室蘭市中小企業振興資金融資運営要綱(昭和44年4月1日施行)並びに室蘭市商業近代化資金融資制度運営要綱(昭和52年4月1日施行)は、廃止する。

室蘭市中小企業融資制度運営要綱の特例に関する要綱

第1条 この要綱は、中小企業者等の広域的活動を円滑にするため、室蘭市中小企業融資制度運営要綱(昭和56年6月25日施行。次条において「要綱」という。)の特例を定めるものとする。

第2条 要綱第6条別表第2中、中小企業振興資金に係る融資対象範囲に次の特例事項を設ける。

- (1) 市内に住所を有する個人又は本店(本社)を有する法人であって、登別市又は伊達市に事業所を有するもの(新たに設置するものを含む。)
- (2) 登別市又は伊達市に住所を有し、かつ市内に事業所を有する個人であって、室蘭市の融資制度の利用に合理性が認められるもの。

附 則

この要綱は、昭和58年1月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

中小企業者等の定義について

1. 「中小企業者」

準用する中小企業信用保険法の規定	業 種	いずれかに該当するものが対象	
		資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
第2条第1項第1号	小売業	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	その他の業種	3億円以下	300人以下
第2条第1項第2号	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
第2条第1項第5号	医業を主たる事業とする法人	-	300人以下
第2条第1項第6号	特定非営利活動法人	-	300人以下
	小売業	-	50人以下
	卸売業又はサービス業	-	100人以下

2. 「中小企業等協同組合等」

準用する中小企業信用保険法の規定	組 合 の 種 類
第2条第1項第3号	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 (※特定事業を行う組合等又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者である組合等)
第2条第1項第4号	協同組合
第2条第1項第7号	商工組合、商工組合連合会
第2条第1項第8号	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
第2条第1項第9号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
第2条第1項第10号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
第2条第1項第11号	内航海運組合、内航海運組合連合会

3. 「小規模企業者」

準用する中小企業信用保険法の規定	小 規 模 企 業 者 の 種 類
第2条第3項第1号	常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社及び個人(第2号の業種は除く)
第2条第3項第2号	常時使用する従業員が業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その業種に属する事業を主たる事業とするもの (※政令=平成26年3月1日、政令特例業種として宿泊業及び娯楽業を規定。従業員基準は20人以下)
第2条第3項第3号	事業協同小組合
第2条第3項第4号	事業に従事する組合員が20人以下の企業組合
第2条第3項第5号	常時使用する従業員が20人以下の協業組合
第2条第3項第6号	常時使用する従業員が20人以下の医業を主たる事業とする法人
第2条第3項第7号	常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の特定非営利活動法人

室蘭市中小企業融資制度

別表第2(第6関係)

(令和6年4月1日)

融資の種類		融資の目的	融資対象	融資条件						
				使途	限度額	固定金利	変動金利	返済期間	保証人・担保・信用保証協会	
中 小 企 業 特 別 興 資 金	一般資金	市内の中小企業者等に対し事業の健全な運営に必要とする資金を融資し、中小企業経営の安定を図る。	市内に一定の事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかで、今後も引き続き市内で事業を営む中小企業者及び共同事業や共同施設の設置を行う市内の中小企業協同組合等	事業資金	万円 5,000	3年以内 1.2 5年以内 1.4 7年以内 1.6 10年以内 1.8	% %	1.2 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人(法人代表者以外)は原則として不要 但し、信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
	小口零細企業特別資金	市内の小規模企業者に対し、事業活動の維持・安定に必要な資金の円滑を図ることにより、経営の安定を図る。	市内に一定の事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかで、今後も引き続き市内で事業を営む小規模企業者(従業員20人以下。商業、サービス業(宿泊業、娯楽業は除く)は5人以下の事業者)であり、北海道信用保証協会の小口零細企業保証制度(国の全国統一保証制度)の保証対象となる事業者	事業資金	2,000 (既存の全ての北海道信用保証協会の信用保証付き融資残高との合計で2,000万円まで)	3年以内 1.1 5年以内 1.3 7年以内 1.5 10年以内 1.7	% %	1.1 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人(法人代表者以外)は原則として不要 ・担保は原則として不要 ・すべて信用保証協会の保証付き
	経営安定促進資金	市内の中小企業者が、売上減少、倒産関連、災害等による一時的な業績低迷から、必要とする資金を融資し、もって経営の安定を図る。	<p>市内に一定の事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかで、今後も引き続き市内で事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近3箇月間の売上・受注高が前年同期又は前々年同期に比べ減少しているもの</p> <p>(2) 製品等原価のうち、原材料等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、最近3箇月間の製品等価格が前年同期に比べ転嫁できていないもの</p> <p>(3) 最近3箇月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期又は前々年同期に比べ減少しているもの(3箇月間の利益率が算出困難な場合は決算期の利益率も可)</p> <p>(4) 倒産企業に対し、売掛金等の債権を有するもの</p> <p>(5) 災害により直接又は間接的に被災したもの</p> <p>(6) その他市長が特に認めるもの</p>	<p>運転資金・</p> <p>(5)の災害に限り事業資金</p>	5,000	5年以内 1.1 7年以内 1.3 10年以内 1.5	% %	1.1 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人(法人代表者以外)は原則として不要 但し、信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
						災害に限る 5年以内 1.0 7年以内 1.2 10年以内 1.4	% %	1.0 (3年超に限る)	災害に限る 10年以内 (うち据置1年以内)	
	特別経営資金	市内の中小企業者に対し金融取引の円滑化のため信用を保証し、事業経営に必要な資金を融資し、もって事業の活性化の促進を図る。	市内に一定の事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかで、今後も引き続き市内で事業を営む中小企業者で、資本の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員が50人以下の会社及び個人	運転資金	2,000	7年以内 1.4 10年以内 1.6	% %	1.4 (3年超に限る)	10年以内 (うち据置1年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人(法人代表者以外)は原則として不要 但し、信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き

別表第2(第6関係)

(令和6年4月1日)

融資の種類		融資の目的	融資対象	融 資 条 件					
				用途	限度額 万円	固定金利 %	変動金利 %	返済期間	保証人・担保・信用保証協会
中 小 企 業 振 興 資 金	創業支援 特別資金	市内において新たに開業(福祉、環境関連事業を含む)しようとする創業者に対して資金の一部を融資し、もって新規開業への支援、又は事業開始後において必要とする事業資金の融資を円滑に図ることにより中小企業創業支援、経営の安定化及び雇用機会の創出及び空き店舗活用による商店街活性化等を図る。	市内において新規開業しようとするもの、又は開業後5年未満で事業資金を必要とする中小企業者で次の要件を満たすもの(ただし、2親等内親族及びその配偶者間の新規開業は除く) (1) 新規開業するため堅実な事業計画をもち経営能力を有すると認められるもの (2) 住民基本台帳に基づく届出をしているもの (3) 新規開業の場合、1,000万円を超える融資にあつては、を超える部分の融資額以上の自己資金を用意しているもの (4) 事業開始後5年未満で自助努力で発展が見込まれるもの	事業 資 金	3,500	1.1	/	10年以内 (うち据置1年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人(法人代表者以外)は原則として不要 ・但し、信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
	産業構造高度化 資金	経済情勢の変動に対応した産業構造の高度化、商業の近代化及び労働環境整備を促進するために必要とする資金を融資し、もって中小企業の設備近代化を図る。	市内に店舗・事業所を有し、客観的に事業を行っていることが明らかで、今後も引き続き市内で事業を営む中小企業者及び共同事業や共同施設の設置を行う市内の中小企業協同組合等で次のいずれかに該当するもの (1) 店舗・工場・事務所等の新築・増築及び改築並びに、省力化・情報化等諸設備の導入を行うもの (2) 店舗・工場・事務所等の附属施設の改善、駐車場等施設整備を行うもの (3) 従業員用更衣室・休憩室・会議室・食堂・社寮・衛生施設等の新增設・改修を行うもの (4) その他施設の近代化、また労働環境の整備・改善を図るため、市長が特に認めるもの	設 備 資 金	20,000	3年以内 1.5 5年以内 1.7 10年以内 1.9 15年以内 2.1	1.5 (3年超に限る)	15年以内 (うち据置2年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人(法人代表者以外)は原則として不要 ・但し、信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
商 ・ 工 業 近 代 化 資 金	共同施設資金	経済情勢の変動に対応して、中小企業協同組合等の共同施設の整備・改善等、高度化事業の推進に必要な資金を融資し、その近代化を図る。	市内に店舗・事業所を有する商・工業者等で構成される中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの (1) 商店街の環境整備事業を行うもの(アーケード・街路舗装・駐車場・公園・案内板等の建設等) (2) 共同の店舗・会館及び工場等の新築・増築及び改築並びに移転等を行うもの (3) その他共同施設の近代化を図るため市長が特に認めるもの (4) 上記(1)、(2)、(3)の内、商業近代化計画事業について特例扱いを認める	設 備 資 金	20,000	3年以内 1.5 5年以内 1.7 10年以内 1.9 15年以内 2.1	1.5 (3年超に限る)	15年以内 (うち据置2年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人(法人代表者以外)は原則として不要 ・但し、信用保証協会の保証付き以外は取扱金融機関の定めによる ・担保は取扱金融機関の定めによる ・必要により信用保証協会の保証付き
					30,000	1.2	/	20年以内 (うち据置3年以内)	

室蘭市中小企業融資制度の融資利率等の取扱い基準

(令和6年4月1日)

1. 融資利率

(1) 融資利率設定の指標金利

下記指標金利は北海道中小企業総合振興資金に準じる

指標金利	A	都市銀行における新長期プライムレート(3年以内)のうち、融資利率改訂日に対応した基準日時点において最も多くの金融機関が採用している利率
	B	都市銀行における新長期プライムレート(3年を超えるもののうち最も低いレートのもの)のうち、融資利率改訂日に対応した基準日時点において最も多くの金融機関が採用している利率

(2) 融資利率の設定基準

下記の区分ごとに積算した融資利率の小数点以下第2位を四捨五入して得られた率とする。

(単位:%)

◎中小企業振興資金	資金用途	固定金利					変動金利
		3年以内 ①	5年以内 ②	7年以内 ③	10年以内 ④	15年以内 ⑤	
・一般資金	事業資金	$A \times 0.70$	$B \times 0.70$	②+0.2	③+0.2	—	①
・小口零細企業特別資金	事業資金	$A \times 0.60$	$B \times 0.65$	②+0.2	③+0.2	—	①
・経営安定促進資金 (被災者)	運転資金	—	$B \times 0.55$	②+0.2	③+0.2	—	②
	事業資金	—	$B \times 0.50$	②+0.2	③+0.2		
・特別経営資金	運転資金	—	—	$B \times 0.70$	③+0.2	—	③
・創業支援特別資金	事業資金	—	—	—	$B \times 0.55$	—	

◎商工業近代化資金	資金用途	固定金利					変動金利
		3年以内 ①	5年以内 ②	10年以内 ③	15年以内 ④	20年以内	
・産業構造高度化資金	設備資金	$A \times 0.85$	$B \times 0.85$	②+0.2	③+0.2	—	①
・共同施設資金 (商業近代化計画事業資金)	設備資金	$A \times 0.85$	$B \times 0.85$	②+0.2	③+0.2	—	①
		—	—	—	—	$B \times 0.60$	

(3) 融資利率の改訂日

融資利率改訂日	改訂の基礎とする基準日
4月1日	同年の3月1日
10月1日	同年の9月1日

室蘭市中小企業融資審査部会要綱

1 設置

室蘭市中小企業振興に関する施行要綱第15条8項の規定に基づき、室蘭市中小企業融資運営協議会(以下「協議会」という。)の中に融資審査部会(以下「審査部会」という。)を設置する。

2 所掌事項

審査部会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 中小企業融資制度の融資案件の処理に関すること。
- (2) 運営協議会から付託された事項に関すること。

3 委員

審査部会の委員は、若干名とし取扱金融機関選出委員を除く協議会委員の中から市長が指名する。

4 委員の任期

審査部会委員の任期は、協議会の任期の範囲内で市長が指定する。

5 部会長等

- (1) 審査部に部会長を置き、市長が指名する。
- (2) 部会長は、会議を総理し、部会長に事故あるときは、市長が指名する部会員がその職務を代理する。

6 会議

- (1) 審査部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- (2) 審査部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- (3) 審査部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は部会長が決定する。
- (4) 審査部会の会議は、非公開とし、議事の内容は一切これを公表しないものとする。

7 補則

この要綱に定めるもののほか審査部会の運営について必要な事項は、協議会に諮って市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。
- 2 室蘭市中小企業融資審査会規約(昭和53年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

室蘭市中小企業融資制度預託金運用要領

(目的)

第1条 この要領は、室蘭市中小企業融資制度預託金、(以下「預託金」という。)の適性かつ効率的な運用を図るため必要な事項を定める。

(預託)

第2条 貸付金の預託は、前年度の取扱金融機関の融資実績に基づき、予算の範囲内で預託する。

(融資枠)

第3条 預託を受けた取扱金融機関は、預託金にそれぞれ次に掲げる倍率を乗じた融資枠を設定し、適性かつ効率的な運用に努めるものとする。

- | | | |
|---------------|--------|--|
| (1) 一般資金 | 2.0倍以内 | |
| (2) 特別資金 | 1.3倍以内 | ただし、小口零細企業特別資金は1.0倍以内
特別経営資金1.6倍以内
経営安定促進資金のうち特例分は1.0倍以内 |
| (3) 創業支援特別資金 | 1.4倍以内 | |
| (4) 商・工業近代化資金 | 1.8倍以内 | ただし、共同施設資金のうち商業近代化計画事業分は1.3倍以内 |

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。